

# JSCES 海外短期留学支援給付型奨学金制度規程

2023年5月12日 制定

(目的)

## 第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）が WCCM XV - APCOM VIII から受けた運営協力費を原資とし、博士後期課程学生の育成および研究成果普及に寄与する海外短期留学支援給付型奨学金（以下「本奨学金」という。）の制度に関する事項を定めるものである。

(選考対象者)

## 第2条

応募時に日本の大学の博士後期課程に在籍する正会員または学生会員で、期日までに選考書類一式を提出した者とする。また、本奨学金給付終了後においても本学会の行事等に積極的に参加・協力していただける者とする。ただし、過去に本奨学金を受給した者、および海外からの留学生を除く。

(授与件数)

## 第3条

原則として年度あたり1、2名とする。

(授与金額)

## 第4条

1名あたり50万円を給付し、返金は不要とする（ただし、第11条の場合を除く）。

(奨学金の授与)

## 第5条

計算工学講演会において目録を授与する。

(奨学金の使途)

## 第6条

在学中に海外へ短期留学する際に必要な海外渡航費、滞在費、海外留学保険費の一部に充てることができる。

(候補者の選考)

## 第7条

選考委員会は、会長が指名する理事会メンバーにより構成される。選考委員長は、互選とする。選考では、業績、目的、抱負を重視し、今後の学会活動への貢献が期待できる会員を選考することとする。なお、選考委員会は必要に応じて応募者および指導教員に対する対面またはオンラインでの面談を行うことができる。

(選考書類)

## 第8条

候補者は、以下の書類を期日までに提出することとする。

- (1) 履歴書（現在の所属、連絡先等を含む、A4用紙1ページ）
- (2) 学生証または在籍証明書のコピー
- (3) 指導教員（本会会員に限る）からの推薦書（A4用紙1ページ、形式自由）
- (4) 業績リスト（特に本会に関連するもの）
- (5) 代表的な論文の別刷り（特に本会論文集に掲載されたもの）
- (6) 滞在先の情報、滞在期間、滞在を認める承認書等の文書
- (7) 滞在目的を記述した文書（A4用紙1ページ、形式自由）
- (8) 本会活動に対する抱負を記述した文書（A4用紙1ページ、形式自由）

(選考結果の報告と承認)

## 第9条

選考委員長は、選考結果を理事会に報告する。本奨学金の受給者は、理事会の承認をもって決定される。

(受給者による報告の義務)

## 第10条

受給者は、短期留学に関する報告原稿を会誌「計算工学」に寄稿するとともに、学生サマーキャンプや講演会の学生向けランチョンセミナーなどで成果報告講演を行うこととする。ただし、会誌の掲載時期および学生向け企画の詳細については別途、それぞれの担当者が調整する。

(奨学金の返金および計画の変更)

## 第11条

受給者は、奨学金の授与後に先方の都合などにより短期留学が中止になるなど受給資格が喪失した場合には、直ちに返金しなければならない。また、特別な理由により渡航を延期する場合には、直ちにその旨を学会事務局に報告しなければならない。

(奨学金制度の終了条件)

第 12 条

本奨学金制度は、原資がなくなり次第終了することとする。

(奨学金の名称)

第 13 条

和名を「JSCES 海外短期留学支援給付型奨学金」、英名を「JSCES Scholarship for Overseas Short-Term Study」とし、受給者は印刷物および口頭発表に際し本奨学金を受けた旨を記載することとする。

(改廃)

第 14 条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2023 年 5 月 12 日 制定

以上